

平 成 30 年 度

大 阪 市 決 算 審 査 意 見 書

大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

基 金 の 運 用 状 況 審 査 意 見

財 産 区 決 算 審 査 意 見

目 次

平成 30 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

	頁
第1 審 査 の 対 象	1
第2 審 査 の 目 的	1
第3 審 査 の 方 法	1
第4 審 査 の 結 果	2
意 見	3
(1) 総括意見	3
(2) 一般会計意見	6
ア 未収金について	6
イ 生活保護について	9
ウ 財産の管理及び有効活用について	15
エ 区画整理事業等について	21
オ ICT経費について	24
カ 公の施設の指定管理について	28
(3) 特別会計意見	30
ア 国民健康保険事業会計について	30

平成 30 年度基金の運用状況審査意見

	頁
第1 審査の対象	35
第2 審査の目的	35
第3 審査の方法	35
第4 審査の結果	35

平成 30 年度大阪市西町外 15 財産区歳入歳出決算審査意見

	頁
第1 審査の対象	39
第2 審査の目的	39
第3 審査の方法	39
第4 審査の結果	40

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、原則として1億円又は100万円単位で表示し、単位未満を切り捨てている。
- 2 各図表中に用いる金額は、原則として表示単位未満を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び各図表中に用いる比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、構成比において合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 特別会計は政令等特別会計及び公債費会計である。

監 第 57 号
令和元年 9 月 27 日

大 阪 市 長 松 井 一 郎 様

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	田 辺 信 広
同	杉 田 忠 裕

平成 30 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見の提出について

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、公営企業会計及び準公営企業会計を除く平成 30 年度大阪市各会計歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

(別 紙)

平成 30 年度大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

第 1 審査の対象

1 一般会計

平成 30 年度 大阪市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

平成 30 年度 大阪市食肉市場事業会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市駐車場事業会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市母子父子寡婦福祉貸付資金会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市国民健康保険事業会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市心身障害者扶養共済事業会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市介護保険事業会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

平成 30 年度 大阪市公債費会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第 2 審査の目的

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算その他関係書類が法令に適合して作成され、その内容を適正に表示しているかどうかを検証し、また事務事業の管理及び予算の執行等の適正性及び効率性についても併せて確認し、その結果を意見として表明することを目的とする。

第 3 審査の方法

平成 30 年度各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、会計管理者及び各所属が保管する関係書類との照合により審査した。

また、歳入歳出予算の執行状況について関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査した。

関係書類の審査については、主として虚偽表示等の各リスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により実施した。

第4 審査の結果

平成 30 年度各会計歳入歳出決算書、その他前述の書類の計数については、上記の手続を実施した限りにおいて、法令に適合して作成されており、重要な点において適正に表示しているものと認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、上記の手続を実施した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

審査意見は、次のとおりである。

意見

(1) 総括意見

平成30年度における一般会計の歳入は1兆7,206億円、歳出は1兆7,186億円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は20億円の財源剰余、翌年度繰越事業費所要財源を差し引いた実質収支は、前年度とほぼ同額の4億円の財源剰余となった。また、平成30年度末現在で、一般会計、政令等特別会計を併せた本市財産（道路や河川敷等、また公営企業会計・準公営企業会計で保有するものを含まない。）のうち、土地は交通事業の民営化に伴う会計移管等により前年度比11万㎡増の3,013万㎡、建物は公営住宅の建替え及び府営住宅の移管等により前年度比6万㎡増の1,338万㎡となっている。

平成30年は来阪外国人旅行者数が約1,141万6,000人と過去最高を記録したほか、2025年日本国際博覧会の開催地が大阪に決まるなど、経済的な状況において変化の兆しが見られ、企業本社の転入、転出においてもサービス業等において転入が上回る状況となっている（図表－（1）－1）。しかし、依然として企業本社の転出超過は続き、10年間で676社の転出超過となっており（図表－（1）－2）、本市の市税収入も、ピークであった平成8年度の7,776億円と比較すると平成30年度は7,374億円と94.8%にとどまっている（図表－（1）－3）。

図表－（1）－1 平成30年の転入元、転出先と転入企業・業種、転出企業・業種

転入元				転出先			
	都道府県	社数	構成比		都道府県	社数	構成比
1	兵庫	68	39.1%	1	兵庫	56	29.3%
2	東京	29	16.7%	2	東京	47	24.6%
3	京都	19	10.9%	3	奈良	21	11.0%
4	奈良	11	6.3%	4	京都	19	9.9%
5	愛知	6	3.4%	5	福岡	6	3.1%

転入企業・業種				転出企業・業種			
	業種	社数	構成比		業種	社数	構成比
1	サービス業	63	36.2%	1	サービス業	62	32.5%
2	卸売業	30	17.2%	2	卸売業	39	20.4%
3	建設業	24	13.8%	3	建設業	27	14.1%
4	小売業	20	11.5%	4	製造業	24	12.6%
5	製造業	18	10.3%	5	小売業	15	7.9%

（注） 出典 株式会社帝国データバンク 「大阪府・本社移転企業調査（2018年）」

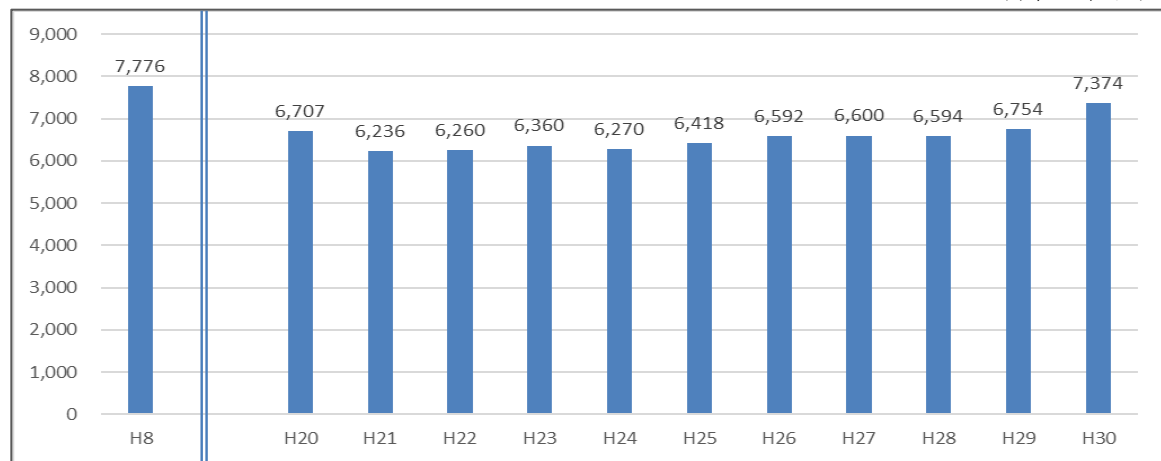
図表－（1）－2 判明している大阪府への本社転入及び大阪府からの本社転出件数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
転入件数	146	156	155	164	156	141	146	157	145	174	1,540
転出件数	256	244	251	218	232	198	210	210	206	191	2,216
転入－転出	△ 110	△ 88	△ 96	△ 54	△ 76	△ 57	△ 64	△ 53	△ 61	△ 17	△ 676

（注） 出典 株式会社帝国データバンク 「大阪府・本社移転企業調査（2018年）」

図表一（１）－３ 市税収入の推移

(単位：億円)



(注) 単位未満を切り捨てている。

今後、高齢化の急速な進展は社会保障関連の歳出増大を余儀なくさせ、さらに、本市所管施設の維持管理や万博関連経費なども、歳出増加要因として見込まれ、これらを前提に平成31年2月に財政局が試算した「今後の財政収支概算（粗い試算）」によれば、平成31年度からの10年間で550億円の通常収支不足が生じると試算されている（図表一（１）－４）。財政調整基金残高の令和元年度末見込額は図表一（１）－５のとおり1,478億円であり、図表一（１）－６の財務リスクに係る歳出（2020年度から2028年度で1,349億円）と特定財源（同694億円）の差引過不足額（同▲655億円）については、不用地等売却代及び財政調整基金を充当することとなるが、不用地等売却代や税収・金利の動向、織り込んでいない財務リスク、今後想定される新規事業等の不確定要素も想定され、厳しい状況にある。

図表一（１）－４ 今後の通常収支額の推移（一般会計）

(単位：億円)

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
▲ 105	▲ 39	▲ 38	20	19	▲ 52	▲ 25	▲ 49	▲ 120	▲ 161	▲ 550

(注) 財政局作成の「今後の財政収支概算（粗い試算）」（平成31年2月版）に基づき記載している。

図表一（１）－５ 財政調整基金残高の推移

(単位：億円)

	平成27年度決算額	平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度決算額	令和元年度末見込額
財政調整基金残高	1,679	1,666	1,630	1,604	1,478
対前年度増減	61	▲ 13	▲ 36	▲ 26	▲ 126

(注) 令和元年度末見込額は、財政局作成の「今後の財政収支概算（粗い試算）」（平成31年2月版）に基づき記載している。

図表一（１）－６ 財務リスクに係る収支の推移詳細

(単位：億円)

財務リスクにかかるもの	2019(H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2020～ 2028の計
歳 出 ①	308	304	279	225	197	105	86	72	43	38	1,349
安倍野再開発事業にかかる公債費等	139	158	164	107	81	71	62	51	29	28	751
此花西部臨海土地画整理事業にかかる公債費	22	13	16	19	18	17	24	21	14	10	152
3セク改革推進債(道路公社)にかかる公債費	34	34	35	35	35	17	0	0	0	0	156
3セク改革推進債(WTC)にかかる公債費	26	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13
3セク改革推進債(土地開発公社)にかかる公債費	23	22	0	0	0	0	0	0	0	0	22
弁天町駅前開発土地信託事業にかかる立替金の弁済	64	64	64	64	63	0	0	0	0	0	255
特定財源 ②	163	138	125	125	124	50	33	33	33	33	694
安倍野再開発事業賃料等	25	25	23	23	23	23	23	23	23	23	209
此花西部臨海保留地使用料等	22	10	10	10	10	10	10	10	10	10	90
道路公社3セク債償還財源(駐車場事業会計繰入金等)	26	26	28	28	28	17	0	0	0	0	127
3セク改革推進債(WTC)に対する繰入金(港営)	26	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13
弁天町駅前開発土地信託事業にかかる立替金弁済への財調基金の充当	64	64	64	64	63	0	0	0	0	0	255
財務リスクにかかる差引過不足額 ②－①	▲ 145	▲ 166	▲ 154	▲ 100	▲ 73	▲ 55	▲ 53	▲ 39	▲ 10	▲ 5	▲ 655

(注) 財政局作成の「今後の財政収支概算(粗い試算)」(平成31年2月版)に基づき記載している。

こうした厳しい財政状況下で、市民への行政サービス水準を低下させることなく維持するためには、更に効率的、効果的に行財政を運営する必要がある。

また、本市の資産は、現在まで築き上げてきた市民の財産であり、後述の「(2) 一般会計意見 ウ 財産の管理及び有効活用について」で記載の令和元年7月末時点で623件、約242万㎡(全会計)の未利用地の有効活用等、全市的課題については、本市全体を俯瞰し、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズを踏まえた将来のまちづくりに資するよう、権限と責任を明確にした上で、所属横断的な一元管理を行うことが効率的、効果的な行財政運営へとつながると考える。未利用地については、契約管財局が平成28年度から関係所属間の調整を行うなどのプラットフォーム的な役割を担っているところであるが、引き続き、効率的、効果的な行財政運営へ向け取り組まれない。

一方、企業や人口の首都圏一極集中の流れが続く中、本市の経済環境の好転の見込みは厳しい状況であるが、外国人旅行者の急増などから景気浮上の兆しも見える。2025年の日本国際博覧会等に係る動きなども見据え、本市においても、企業の転入転出状況を分析し傾向を把握することによって企業誘致や流出防止を目的とした施策を検討するなど、今後の社会や経済、環境変化に適合した地方公共団体のあり方、並びに、新たな発想で市民生活と福祉の向上に必要な不可欠な組織や事業のあり方を見極めると同時に、高齢化を背景に今後も増加が予想される社会保障費にどう対応していくかを見極め、今後の収支改善につなげていくことが必要である。

時代や状況の変化にかかわらず、市政が市民から徴収した市税等を原資として成り立っている点を忘れることなく、常に市民への説明責任を念頭に置き、事業実施に取り組まれない。

(2) 一般会計意見

ア 未収金について

● 確認した事実等

本市では、大阪市債権回収対策会議（事務局：財政局）を適時開催し、総括的な指導・調整、進捗状況の管理及び情報の共有化を図り、歳入及び市民負担の公平性・公正性確保のため、「新たな未収金を極力発生させない」及び「既存未収金の解消」を2つの大きな柱として、積極的な未収金対策を推進している。

平成30年8月開催の同会議においては、強制徴収できる公債権は財産調査を強化し納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底することや、平成30年度中に時効を迎える債権は債務承認書、分納誓約書の取得など、時効中断のため最大限取組を実施すること等を重点取組事項として定め、未収金の解消に向け取り組んできた。取組内容としては、平成29年度決算における過年度の未収金304億円について、法的手続きを含む徴収対策に取り組むとする債権（これを「回収債権」という。）172億円と、債務者が生活困窮状態で回復が望めないなど回収が極めて困難な債権（これを「整理債権」という。）132億円に分類し、それぞれの債権の状況に応じた徴収対策を実施した（図表－（2）ア－1）。

図表－（2）ア－1 未収金残高の推移（全会計）

（単位：億円）

	平成26年度 (27年5月末)	平成27年度 (28年5月末)	平成28年度 (29年5月末)	平成29年度 (30年5月末)	平成30年度 (令和元年5月末)	(参考) 平成30年 当初目標
現年度	181	158	150	138	138	140
(現年度分調定額) (注)1	(9,917)	(10,051)	(9,926)	(10,068)	(10,776)	
過年度	371	353	328	304	265	288
回収債権	248	216	185	172	198	—
整理債権	123	137	143	132	67	—
全会計	552	511	478	442	403	428

未収解消額 △199億円 現年度未収 +158億円 合計 △41億円	未収解消額 △183億円 現年度未収 +150億円 合計 △33億円	未収解消額 △174億円 現年度未収 +138億円 合計 △36億円	未収解消額 △177億円 現年度未収 +138億円 合計 △39億円
--	--	--	--

(注) 1 現年度分調定額については、未収金が発生している債権の調定額である。

2 主な債権の平成30年度未収金残高及び当初目標額（単位未満は四捨五入）は次のとおりである。

債権名	国民健康保険料	市税	生活保護費返還金	介護保険料	(参考) 未収金全市計
未収金残高	137 億円	96 億円	85 億円	19 億円	403 億円
当初目標額	146 億円	102 億円	98 億円	19 億円	428 億円

こうした取組により、平成30年度末の未収金残高は、平成29年度末の未収金残高442億円（現年度分138億円、過年度分304億円）に比し39億円削減され、403億円（現年度分

138 億円、過年度分 265 億円）となり、未収金残高当初目標として設定した 428 億円（現年度分 140 億円、過年度分 288 億円）を達成している。なお、大阪府からの税源移譲等に伴う市税等の調定額の増額に起因して、平成 29 年度 1 兆 68 億円であった現年度分調定額は平成 30 年度 1 兆 776 億円と 708 億円増加しているが、これまでと同様に「新たな未収金を極力発生させない」取組を進めた結果、平成 30 年度の現年度分未収金残高は同水準で推移している。

しかし、本市の未収金残高は依然として他都市の未収金残高を大きく上回っており、不納欠損額も多額となっている（図表－（２）ア－２）。

図表－（２）ア－２ 未収金残高及び不納欠損額その他都市状況（一般会計、政令等特別会計）

（単位：億円、％）

	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額	未収金	対前年度比	不納欠損額
大阪市	544	△ 4.7	102	505	△ 7.2	92	474	△ 6.1	86	439	△ 7.4	83
横浜市	444	△ 4.9	69	417	△ 6.1	67	391	△ 6.2	57	333	△ 14.8	67
名古屋市	188	△ 10.5	29	172	△ 8.5	24	158	△ 8.1	22	152	△ 3.8	18

（注） 公営企業会計・準公営企業会計の未収金残高及び不納欠損額は含まれていない。

未収解消額については、図表－（２）ア－３のとおり半分程度が不納欠損等として毎年度処理され、この不納欠損等のうち、時効によるものが８割を超えている。時効により債権が消滅すると、債権回収が不可能となるため、債権ごとに定められた消滅時効期間が経過するまでに、時効の中断を行い、消滅時効期間をリセットしなければならないが、やむを得ず、時効の中断を行えない場合は、財産調査などを行い、本市としての滞納処分の執行停止又は徴収停止^(注)を判断しなければならない。

（注） 滞納処分の執行停止及び徴収停止とは、ともに一定の事由がある場合に徴収を停止することで、強制徴収公債権については滞納処分の執行停止、私債権・非強制徴収公債権については徴収停止という。

図表－（２）ア－３ 要因別未収解消額の推移（全会計）

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
債務者から徴収	96	102	94	88	84
不納欠損等	113	97	89	86	93
うち時効による不納欠損	－	79	64	66	75
うち滞納処分の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成したもの	－	56	49	47	57
合計	209	199	183	174	177

（注） 1 不納欠損とは、時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として計上される。

2 不納欠損の内訳については、平成 27 年度から財政局において集約している。

財政局は、過年度の決算審査意見を踏まえ、平成 30 年度より、各所属に対し、当該年度

中に消滅時効期間を経過する予定の債権で、滞納者一人当たりの滞納金額が 10 万円以上の債権（対象債権総額約 32 億円）について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、対応状況が思わしくない債権を所管する所属に対する指導を行うとともに、図表一（２）ア－４のとおり取組の進捗管理を行っている。

図表一（２）ア－４ 平成 30 年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権に係る追跡調査状況

時点	対象債権総額	①債務承認により 時効中断した債権金額 （完納分含む。）	②法的手続きにより 時効中断した債権金額	③滞納処分停止又は 徴収停止の決議を行った 債権金額	④ ①～③以外の状況にある債権金額 （破産免責決定を受けた債権を含む。）
平成30年 8 月末	約32億円	0 億円	0 億円	約 5 億円	約27億円



令和元年 5 月末	約32億円	約 3 億円	約 1 億円	約 6 億円	約22億円
-----------	-------	--------	--------	--------	-------

財政局によれば、上記の対象債権総額約 32 億円のうち約 10 億円について、債務承認や法的手続きにより時効中断がなされ、また、滞納処分の停止又は徴収停止の決議を行うなど、適切な手続を実施し、それ以外の債権についても大半が財産調査を終えているが、滞納者との面会が果たせないまま、時効を経過してしまったものなど、明確な理由がある債権とすることである。

[意 見]

本市の未収金残高は、他都市との比較においても依然として大きく、歳入の確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保を図る観点から、引き続き全庁的な未収金対策を積極的に推進することが求められ、現年度分で未収金の発生をいかに減らしていくか、過年度分に対しどれだけ回収率を上げていくかとなるが、そのためにも、根本的な原因究明とそれに向けた具体的な対応策の検討が求められる。

未収金全般について、平成 29 年度 442 億円に対し平成 30 年度 403 億円と 39 億円減少しているが、未収解消額 177 億円の半分程度の 93 億円が不納欠損等によるものであり、その中でも時効による不納欠損が 75 億円と不納欠損等額の 81%と大部分を占め、75 億円のうち 76% の 57 億円が滞納処分の執行停止等がなされないままに消滅時効が完成したものとなっている。

財政局は、引き続き、適正かつ効率的な債権回収がなされるよう、各所属に対して指導を行うとともに、規定された手順の遵守状況及び最終処理状況の適正性について適時モニタリングを実施し引き続き指導的な役割を果たされたい。

(財政局)

イ 生活保護について

● 確認した事実等

＜被保護世帯数の状況＞

平成30年度における全国の被保護世帯数は、稼働年齢世帯^(注)の減少が高齢者世帯^(注)の増加を上回っており、その結果、全体として減少し、1,637,411世帯となっている（図表－（2）イー1、図表－（2）イー4）。

本市においては、高齢者世帯は前年度比611世帯（0.9%）増加したが、稼働年齢世帯は前年度比1,725世帯（3.6%）の減となったことを主な要因として、被保護世帯数全体では前年度比1,189世帯（1.0%）減の114,217世帯となっている（図表－（2）イー2、図表－（2）イー5）。なお、稼働年齢世帯（46,704世帯）の内訳は、母子世帯5,479世帯、障がい者世帯16,303世帯、傷病者世帯9,907世帯、その他の世帯15,015世帯となっている（図表－（2）イー3）。

しかし、本市の保護率は依然として5.09%と高く、政令指定都市平均2.30%の2倍を超えている（図表－（2）イー6）。

（注） 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいい、稼働年齢世帯とは、高齢者世帯以外の世帯をいう。

図表－（2）イー1 全国の被保護世帯数の推移（年度平均）

（単位：世帯、%）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保護世帯数	1,612,340	1,629,743	1,637,183	1,640,811	1,637,411
うち高齢者世帯	761,179	802,811	837,008	864,709	882,027
構成比率	47.2	49.3	51.1	52.7	53.9
うち稼働年齢世帯	842,904	818,545	791,610	767,807	747,111
構成比率	52.3	50.2	48.4	46.8	45.6

（注） 構成比率について、高齢者世帯と稼働年齢世帯の合計で100%にならないのは、被保護世帯数に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

図表－（2）イー2 大阪市の被保護世帯数の推移（年度平均）

（単位：世帯、%）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年4月
被保護世帯数	102,483	113,209	117,374	118,592	118,253	117,611	117,309	116,158	115,406	114,217	113,360
うち高齢者世帯	48,639	51,205	53,106	55,664	58,245	60,800	63,181	64,853	66,224	66,835	67,009
構成比率	47.5	45.2	45.2	46.9	49.3	51.7	53.9	55.8	57.4	58.5	59.1
うち稼働年齢世帯	53,411	61,318	63,394	61,944	58,947	55,827	53,219	50,434	48,429	46,704	45,722
構成比率	52.1	54.2	54.0	52.2	49.8	47.5	45.4	43.4	42.0	40.9	40.3

（注） 1 構成比率について、高齢者世帯と稼働年齢世帯の合計で100%にならないのは、被保護世帯数に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

2 平成21年度以降は、リーマンショック（平成20年9月15日に米国投資銀行であるリーマンブラザー・ホールディングスが破綻したことに端を発した世界的金融危機）を契機として急増した。

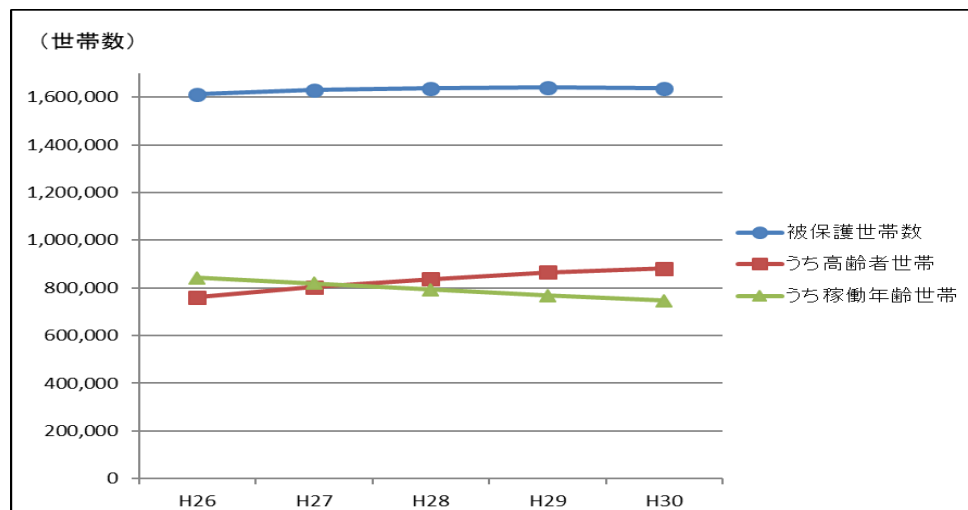
図表－（２）イ－３ 大阪市の世帯類型別の世帯数

（単位：世帯、％）

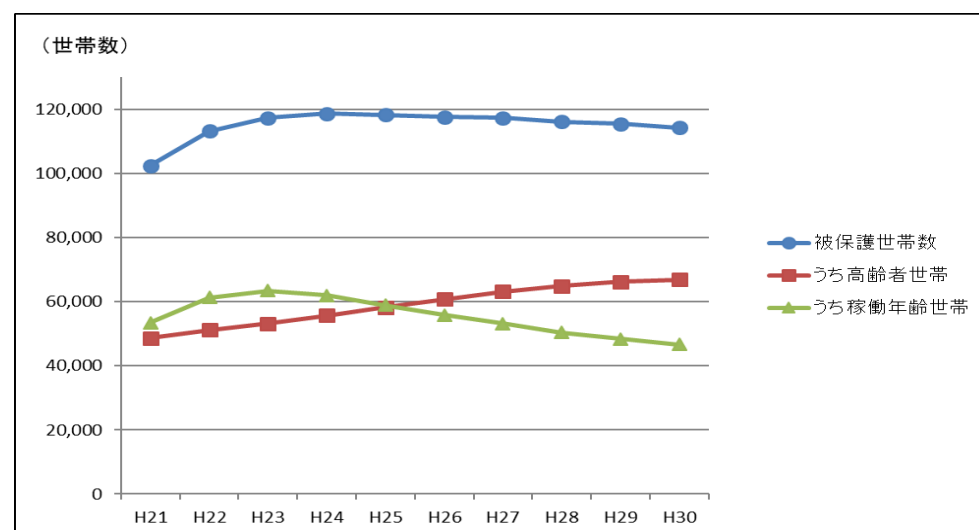
	被保護世帯数	高齢者世帯		稼働年齢世帯							
				母子世帯		障がい者世帯		傷病者世帯		その他の世帯	
		世帯数	構成比率	世帯数	構成比率	世帯数	構成比率	世帯数	構成比率	世帯数	構成比率
平成26年度	117,611	60,800	51.7	7,267	6.2	15,155	12.9	14,832	12.6	18,573	15.8
平成27年度	117,309	63,181	53.9	6,848	5.8	15,780	13.5	13,230	11.3	17,361	14.8
平成28年度	116,158	64,853	55.8	6,382	5.5	15,777	13.6	11,901	10.2	16,374	14.1
平成29年度	115,406	66,224	57.4	5,911	5.1	15,999	13.9	10,787	9.3	15,732	13.6
平成30年度	114,217	66,835	58.5	5,479	4.8	16,303	14.3	9,907	8.7	15,015	13.1

（注） 構成比率について、合計で100%にならないのは、被保護世帯数に一時的に生活保護費の支給が停止されている世帯が含まれるためである。

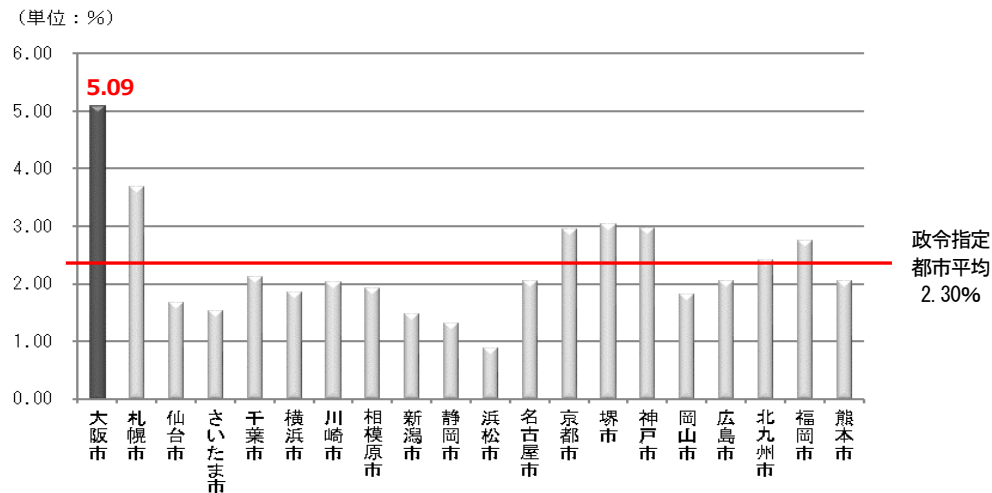
図表－（２）イ－４ 全国の被保護世帯数の5年間の推移（年度平均）



図表－（２）イ－５ 大阪市の被保護世帯数の10年間の推移（年度平均）



図表一（２）イー６ 保護率（被保護人員）各都市比較（平成31年3月時点）



（注） 厚生労働省の「生活保護速報【平成31年3月分】」に基づき作成している。

本市の稼働年齢世帯の減少は、就労自立支援の取組の効果（図表一（２）イー７、図表一（２）イー８）のほか、有効求人倍率の増加が顕著であり（図表一（２）イー９）、雇用環境の改善が要因として大きかったものと推測される。

被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合は平成31年3月時点で40.4％と、政令指定都市平均48.0％を下回る水準となっている（図表一（２）イー10）。

なお、福祉局によると稼働年齢層の割合が高いと考えられる「その他の世帯」について詳細な分析は行っていないとのことである。また、総合就職サポート事業の支援者数や就職者数の実人数の把握は行われていなかった。

図表一（２）イー７ 大阪市保護開始世帯数及び保護廃止世帯数の推移（年度累計）

（単位：世帯）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保護開始	18,176	18,102	15,908	15,375	14,793
保護廃止	18,529	18,892	16,643	16,327	15,971
働きによる収入の増加等	1,876	1,895	1,604	1,693	1,522
就労自立支援（市事業）	253	247	209	209	160
死亡・失踪	6,292	6,220	6,022	6,555	6,605
一時的扶助	1,105	1,009	1,166	1,124	1,196
転出	3,689	3,790	3,678	3,316	3,011
その他	5,567	5,978	4,173	3,639	3,637
（参考）各年度平均の被保護世帯数	117,611	117,309	116,158	115,406	114,217

（注） 被保護世帯数は年度平均であり、保護開始及び保護廃止世帯数は年度累計であることから、保護開始と保護廃止の増減と一致しない。

図表一（２）イー８ 大阪市の就労自立支援（総合就職サポート事業）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援者数（注） ¹ （人）	5,887	5,429	5,192	4,476	4,155
就職者数（人）	4,019	3,741	3,537	2,940	2,754
就職率（％）	68.3%	68.9%	68.1%	65.7%	66.3%
6か月定着率（注） ² （％）	49.9%	41.1%	46.4%	47.6%	48.6%
効果額（注） ³ （百万円）	1,013	893	799	679	702
決算額（注） ⁴ （百万円）	627	596	560	552	557

（注） 1 支援者とは、活用すべき稼働能力を有する者であって、保護の実施機関が、総合就職サポート事業の支援対象者として適当であると認めた者のうち、当該事業による支援を受けることに同意した者

2 定着率は次により算出している。

分母 年度末までに6か月後を迎える時期に就労を開始した者であって、定着支援を受けた者

分子 6か月後の応当日に継続し就労する者

3 就労による生活保護費の減少額

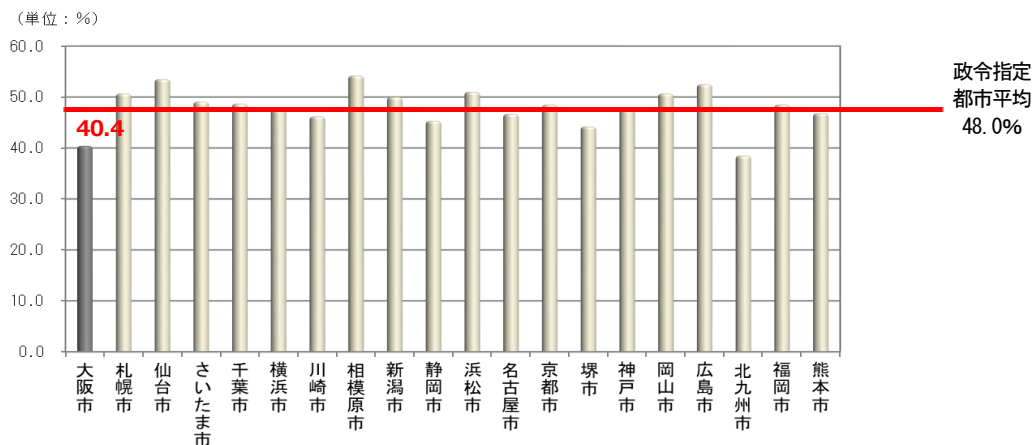
4 総合就職サポート事業費

図表一（２）イー９ 全国と大阪府の有効求人倍率（各年度10月）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全 国	1.10倍	1.24倍	1.40倍	1.55倍	1.62倍
大阪府	1.10倍	1.23倍	1.43倍	1.65倍	1.82倍

（注） 原数値から季節変動を除去した季節調整値である。

図表一（２）イー10 被保護世帯に占める稼働年齢世帯の割合各都市比較（平成31年3月時点）



＜生活保護費の状況＞

本市の生活保護費について、平成30年度は前年度比71億円（2.5％）減少し2,761億円となっており、平成23年度をピークに若干の減少傾向にある（図表一（２）イー11）。

生活保護費は、生活扶助費（872億円）、住宅扶助費（479億円）、医療扶助費（1,297億円）、介護扶助費等（114億円）で構成され、医療扶助費が生活保護費全体の47.0％を占め（図表一（２）イー12、図表一（２）イー13）、平成30年度における生活保護受給者1人当たりの年間医療扶助費938,265円は他の政令指定都市に比して高い状況となっている（図

表一（２）イー14）。

本市では、医療扶助の課題は不適正事案への対応のみで解決できるものではないと考え、医療扶助の適正化に向けた更なる取組として、被保護者の受診行動に着目した取組を実施している。特に後発医薬品の使用促進の取組の結果、後発医薬品使用率は平成30年3月時点78.1%に対し、平成31年3月時点84.7%となり、国の目標である80%を上回っている。また、頻回受診者の改善、電子レセプトデータを活用したレセプト点検（平成30年度事業費7,948万円、減点件数^(注) 91,275件、効果額6億833万円）の多角的な活用や医療機関に対する個別指導の実施等に取り組んでいる。

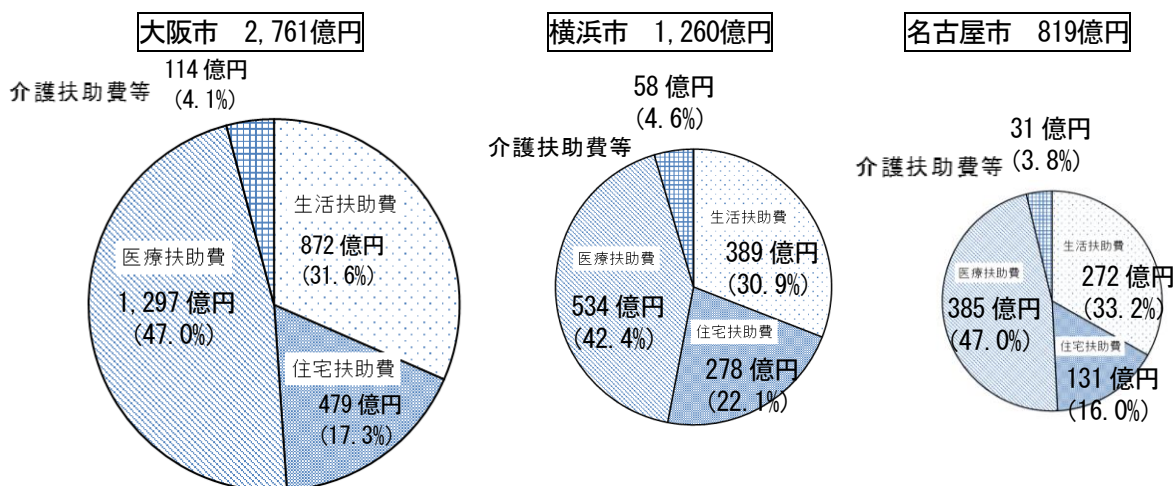
（注） 減点件数とは、疑義のあるレセプトを支払基金に再審査請求し、申出内容が認められた件数

図表一（２）イー11 大阪市生活保護費の推移



（注） 平成21年度以降は、リーマンショック（平成20年9月15日に米国投資銀行であるリーマンブラザーズ・ホールディングスが破綻したことに端を発した世界的金融危機）を契機として急増した。

図表一（２）イー12 平成30年度の大阪市生活保護費 2,761億円の内訳及び他都市の状況



図表一（２）イー13 医療扶助費等に係る推移及び他都市の状況

(単位：億円、％)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	人口	保護率
大阪市	生活保護費合計	2,916	2,908	2,870	2,832	2,761	273万人	5.09%
	うち医療扶助費	1,300	1,329	1,314	1,312	1,297		
	構成比率	44.6	45.7	45.8	46.3	47.0		
札幌市	生活保護費合計	1,295	1,296	1,292	1,292	1,285	197万人	3.70%
	うち医療扶助費	596	629	620	628	635		
	構成比率	46.0	48.5	48.0	48.6	49.4		
横浜市	生活保護費合計	1,267	1,287	1,286	1,280	1,260	374万人	1.87%
	うち医療扶助費	501	524	528	533	534		
	構成比率	39.5	40.7	41.0	41.6	42.4		
名古屋市	生活保護費合計	846	848	842	840	819	232万人	2.06%
	うち医療扶助費	378	389	382	389	385		
	構成比率	44.7	45.8	45.3	46.2	47.0		
広島市	生活保護費合計	442	445	431	419	407	120万人	2.06%
	うち医療扶助費	186	197	193	191	190		
	構成比率	42.1	44.2	44.7	45.6	46.8		
福岡市	生活保護費合計	804	812	795	797	783	158万人	2.76%
	うち医療扶助費	401	413	399	405	405		
	構成比率	49.9	50.9	50.2	50.9	51.7		

(注) 1 人口は、総務省統計局作成の人口推計（平成29年10月1日現在）結果に基づき記載している。

2 保護率は、平成31年3月時点

図表一（２）イー14 平成30年度の生活保護受給者1人当たりの年間医療扶助費及び他都市の状況

	平成30年度 医療扶助費	平成31年3月 被保護者数	1人当たり 年間医療扶助費
大阪市	129,653百万円	138,184人	938,265円
札幌市	63,482百万円	72,584人	874,605円
横浜市	53,412百万円	69,633人	767,046円
名古屋市	38,485百万円	47,691人	806,962円
広島市	19,049百万円	24,659人	772,504円
福岡市	40,517百万円	43,180人	938,336円

(注) 被保護者数は、厚生労働省被保護者調査の都道府県統計表に基づき記載している。

[意見]

本市の生活保護費は、平成23年度をピークに徐々に減少を続けているものの、リーマンショック以前（平成20年度）の水準まで減少しておらず、他都市との比較においても依然として大きく、医療扶助費や就労自立支援の適正化対策などの強化が求められる。

就労自立支援の取組として平成23年度より実施している総合就職サポート事業において、就職支援者数及び就職者数が減少傾向となっているとともに、費用効率の点においても平成26年度と比較すると事業費の減少と比較して効果額が大きく減少している。福祉局は、就職率、職場定着率の向上に注力するとともに実人数の把握、継続的な状況調査やニーズに基づく事業内容の検証、稼働年齢層の割合が高いと考えられる被保護世帯における「その他の世帯」の現状を分析の上、就労自立可能な対象者を把握し、より一層効果的な対策が講じられるよう取組を進められたい。また、課題となっている就労意欲が著しく低い者や社会性への

適応・対人関係について課題を持つ者等、複合的な課題を抱える者への支援内容の充実や就労後の効果的な定着支援により一層取り組まれない。

医療扶助費の適正化については、今後も、電子レセプトデータを活用したレセプトの内容点検や医療機関等に対する個別指導などの取組を強化されたい。また、後発医薬品の使用率は国の目標水準である80%を上回っているものの引き続き使用促進に取り組まれない。

一方、生活保護費全体は2.5%減少しているが、医療扶助費は1.2%の減少で生活保護費に占める割合では0.7%増加していること、他都市との比較において1人当たりの医療扶助費が高額となっていることなどの要因分析を行った結果も踏まえ、生活保護費全体の47.0%を占める医療扶助費の適正化を一層進められたい。

(福祉局)

ウ 財産の管理及び有効活用について

A) 未利用地の活用及び不法占拠について

● 確認した事実等

本市保有の土地は、平成30年度末現在で6,166万㎡（全会計：一般会計・政令等特別会計6,017万㎡^(注)、その他会計149万㎡）となっており、教育・文化・スポーツ施設、社会福祉・保健施設、庁舎・事務所、道路、公園などに利用している。

(注) 前述の「(1) 総括意見」に記載の数値(3,013万㎡)は、平成30年度大阪市財産に関する調書の数値であり、これに道路や河川敷等を加えると6,017万㎡となる。

一方、利用目的の終了などによる未利用地も存在するため、本市は、平成18年3月に資産流動化プロジェクト用地チームを設置するとともに、平成19年度に「未利用地等活用方針策定基準」及び「大阪市未利用地活用方針」を策定し、それらの処分や活用を進めてきた。平成28年度には、土地所管と事業所管が複数の所属にまたがる未利用地に対し、契約管財局が、関係所属間の調整を行うなどのプラットフォーム的な役割を担う取組を開始し、平成18年度から平成30年度までの売却実績は、882件、約246万㎡、約3,061億円となっている(図表－(2)ウ－1)。

図表－(2)ウ－1 平成18年度から平成30年度までの未利用地売却実績

	件数	面積	売却額
一般会計	680件	約141万㎡	約1,939億円
その他会計	202件	約105万㎡	約1,123億円
合計	882件	約246万㎡	約3,061億円
(参考) 平成30年度	73件	約24万㎡	約241億円

平成19年度当時は852件・約255万㎡であった未利用地は、その後、累計(全会計)で、

882件・約246万㎡の処分と599件・約230万㎡の活用が行われたが、一方、公用廃止などで新たに未利用地に1,037件・約464万㎡が追加されたことにより、令和元年7月末時点の未利用地の状況は、623件・約242万㎡^(注)となっている（図表－（２）ウー２）。なお、平成30年7月末時点に比し、継続保有地が減少している主な要因は、平成31年3月に契約管財局が「未利用地の取扱い等に関する事務の手引き」を作成し、「未利用地等活用方針策定基準」で継続保有地からの除外が定められているコミュニティ用地150件について、具体的な判断基準を明確化し、その判断基準に基づき整理を行ったことによるものである。

（注） 平成19年6月以降の分割や実測による面積修正などは、件数・面積の増減に含めていないため、平成19年6月の数値に処分・活用・追加の各数値を加えても令和元年7月の数値とは一致しない。

図表－（２）ウー２ 未利用地の状況

	平成19年 6 月		平成29年 6 月		平成30年 7 月		令和元年 7 月		令和元年 7 月 1,000㎡以上	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
処分検討地	309	約121万㎡	347	約162万㎡	359	約158万㎡	366	約149万㎡	166	約142万㎡
継続保有地	222	約26万㎡	219	約28万㎡	204	約26万㎡	30	約11万㎡	16	約10万㎡
事業予定地	321	約108万㎡	290	約97万㎡	281	約99万㎡	227	約82万㎡	111	約77万㎡
合計	852	約255万㎡	856	約287万㎡	844	約283万㎡	623	約242万㎡	293	約229万㎡

処分 882件・約246万㎡の減
 活用 599件・約230万㎡の減 ^(注)
 追加 1,037件・約464万㎡の増

- （注） 1 平成29年度から令和元年度の各年度について、3月31日時点の処分・活用の進捗状況を取りまとめ、6月末または7月末に活用方針を決定している。
- 2 継続保有地について、平成30年7月末時点204件に比し、令和元年7月末時点30件と174件減少している主な要因は、コミュニティ用地の取扱いに係る判断基準を明確化し、150件を継続保有地から除外したことによるものである。

また、本市では、市有の土地を不法占拠する案件について、各区局間の情報共有を図るとともに、解消に向けての処理方針の検討やその検証及び進捗管理等を連携して行い、市有財産の適正な管理と資産状況の把握を目的として、平成24年度に不法占拠処理プロジェクトチーム（以下「不占PT」という。）を設置している。

契約管財局によれば、不占PTにおいて、不法占拠の解決は、当該物件の撤去を原則としているが、把握している不法占拠物件では塀や軒などが大多数を占めることから、不法占拠者による撤去がすぐに困難な場合に、その者が将来責任をもって撤去することを誓約する書類を徴取することにより一定の解決が図られたこととして取り扱う方針としている。

平成30年度は、港湾局所管の南港埋立地1件、3,008㎡を含め、計10件、約3,705㎡を解消し、平成30年度末時点としては449件、約5,547㎡となっており（図表－（２）ウー３）、契約管財局は、平成31年4月に、不法占拠に係る訴訟事例集を「大阪市不法占拠物件処理事務の指針」に加えるなど、不法占拠する案件の解消に向けて取り組んでいる。

図表一（２）ウー３ 市有地の不法占拠状況

	市有地に係る境界の確定が完了していないもの		市有地に係る境界の確定が完了しているが、誓約書を徴取していないもの		市有地に係る境界の確定が完了し、誓約書を徴取しているもの		合計	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
平成28年度末時点	286	約6,845	104	約1,723	82	約934	472	約9,502
平成29年度末時点	269	約6,674	89	約1,520	101	約1,058	459	約9,252
平成30年度末時点	255	約2,987	84	約1,446	110	約1,114	449	約5,547

（注） 「大阪市不法占拠物件処理事務の指針」に定める誓約書様式の内容は、次のとおりとなっている。

次の大阪市有地に、私の所有する〇〇〇〇〇の一部が別添図面のとおりに越境していることを認めます。

将来において大阪市有地の土地利用等のために撤去を求められたとき、または私が建物等の建替えや改修などを行う際には、私の責任で越境物を撤去することを誓約いたします。

【意見】

本市保有の未利用地は、コミュニティ用地の取扱い等に関する判断基準を明確化し、継続保有地から除外したこと等により継続保有地や事業予定地が減少した一方で、公用廃止などで新たに未利用地が追加されたことから、依然として約242万㎡と多く、財産の有効活用を図る観点から、引き続き未利用地の有効活用を積極的に推進することが求められる。

また、不法占拠事案についても、1件で3,008㎡の案件解消に伴い、平成29年度末時点に比し平成30年度末時点の面積は約4割の減少となっているが、把握している不法占拠物件では塀や軒などが大多数を占めることから、誓約書を徴取しても、不法占拠事案の解消までには時間を要することとなる。確実に解消するため、誓約書を徴取しているものについて、年齢表で管理し毎年度必ず検証するなど、引き続き、放置されることのないよう継続的に取り組む必要がある。

資産流動化プロジェクト用地チーム及び不占PTにおいて中心となる契約管財局は、未利用地に係る有効な取組が実施されているか、不法占拠事案に係る取組計画が計画どおりに実施されているか等について、各所属に対して適時モニタリング等を実施した上で、指導的な役割を果たされたい。

（契約管財局）

B) 公共施設の適切な管理について

● 確認した事実等

本市では、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進める上での基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成27年12月に策定し、①規模の最適化、②予防保全による長寿命化、③多様なコスト削減手法の導入の3点を示し、これに基づき施設区分ごとに個別施設計画を策定することとしている。

基本方針進捗状況によれば、平成 30 年 4 月現在、インフラ施設^{(注) 1}は、道路の舗装が約 3,680 km、橋梁^{りょう}762 橋などとなっており、また、一般施設、市営住宅、学校施設等の市設建築物は、2,634 施設（平成 26 年 4 月時点 2,811 施設に比し 177 施設減）、その延床面積が約 1,368 万㎡（平成 26 年 4 月時点約 1,362 万㎡に比し 6 万㎡増）^{(注) 2}（いずれも全会計）となっている（図表－（2）ウ－4）。これらは、高度経済成長期を中心に整備されたことから更新・建替えのピークを迎えようとしている。

（注） 1 インフラ施設数は「基本方針策定時点から概ね増減なし」と記載されているが、橋梁は764橋から762橋となっている。

2 前述の「（1）総括意見」に記載の数値（建物 1,338万㎡）は、平成30年度大阪市財産に関する調査の数値であり、時点が異なること及び公営企業会計・準公営企業会計で保有する建物等を含まないことから、基本方針に記載している数値とは一致しない。

図表－（2）ウ－4 市設建築物一覧

区分	分類		主な施設	(参考) 平成26年 4 月時点		平成30年 4 月時点	
				施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)
一般会計	一般施設	教育、文化、 スポーツ施設	図書館等	182	823, 179	226	851, 991
		社会福祉・保健施設	老人福祉センター等	265	326, 219	223	266, 182
		流通産業施設	見本市会場等	28	160, 478	25	153, 910
		インフラ関係施設	駐車場等	314	84, 839	303	101, 949
		庁舎・事業所	市庁舎等	213	593, 463	205	594, 832
		その他	地域集会所等	564	458, 933	563	512, 681
		小計		1, 566	2, 447, 111	1, 545	2, 481, 546
	学校施設		小学校等	521	3, 357, 044	441	3, 118, 880
	市営住宅			435	6, 271, 710	488	7, 065, 472
	一般会計 合計			2, 522	12, 075, 865	2, 474	12, 665, 898
特別会計	上水道関係施設		浄水場等	56	224, 005	28	46, 702
	駐車場関係施設			14	91, 445	14	91, 031
	交通関係施設		バス車庫等	92	351, 458	-	-
	港湾関係施設		上屋等	124	368, 874	115	367, 108
	中央卸売市場			3	517, 807	3	511, 235
	特別会計 合計			289	1, 553, 589	160	1, 016, 076
総合計				2, 811	13, 629, 454	2, 634	13, 681, 974

（注） 1 各時点について、次に基づき作成している。

平成 26 年 4 月時点 「大阪市公共施設マネジメント基本方針」（平成 27 年 12 月）

平成 30 年 4 月時点 「市設建築物におけるファシリティマネジメントの推進」（平成 31 年 4 月）

2 交通事業の民営化に伴い、交通関係施設については、平成 30 年度から大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社の保有となっている。

3 基本方針策定時点で、「上水道関係施設」に分類されていた施設の一部（ポンプ場等）は、平成 28 年 4 月からインフラ施設に分類したため市設建築物一覧には含まれない。また、「学校園」に分類されていた幼稚園は、平成 29 年 4 月から一般施設（教育、文化、スポーツ施設）に分類している。

また、平成 30 年度の進捗状況において、本市が保有する公共施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の試算として、次のように示されている。

■ インフラ施設の維持管理・更新費の見込み（一般会計分）

今後 30 年間の年平均費用 165 億円／年（平成 27 年 12 月時点から変更なし）

■ 市設建築物の修繕・建替費の試算（一般会計分）

今後 30 年間の年平均費用 646 億円／年（平成 27 年 12 月時点 704 億円／年）

なお、インフラ施設については、橋梁や道路の舗装などの施設区分ごとに既に個別施設計画を策定し長寿命化を基本とした維持管理を実施している。

一方、市設建築物のうち市民利用施設や庁舎等といった一般施設については、規模の最適化・予防保全による長寿命化・多様な手法によるコスト縮減を基本的な考え方とする基本方針に係る具体的な取組として、各施設を所管する所属がそれぞれの方法で管理していた保全履歴を統一のかつ継続的に集約・蓄積する施設カルテを整備するとしている。「市政改革プラン 2.0」ではこの施設カルテについて、平成 28 年度から平成 30 年度末までの 3 年間で整備することとしており、市設建築物部門の調整部局である都市整備局によると平成 30 年度までに対象施設である 635 施設の施設カルテの整備が行われ、資産流動化プロジェクト施設チームでは、施設カルテの整備に当たり必要項目の入力支援を行ったとのことである。

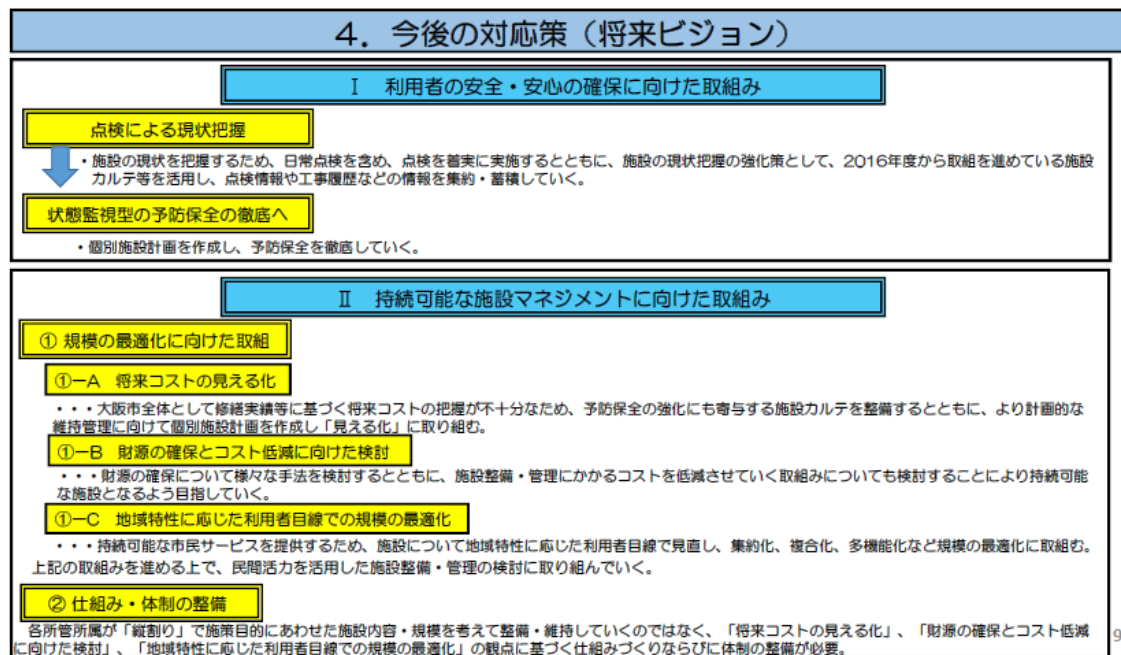
平成 28 年 8 月に策定した「市政改革プラン 2.0」では、基本方針を踏まえ、財政負担の軽減・平準化や施設の安全確保・機能維持に向けて、次のとおり取組を進めるとしていた（図表－（2）ウー 5）。

図表－（2）ウー 5 「市政改革プラン 2.0」（平成 28 年 8 月）の抜粋

①施設総量の抑制に向けた数値目標・方針の検討
公共施設の施設総量の抑制に向けた数値目標（マクロ目標）・方針について検討する。
②一般施設に係る将来ビジョンのとりまとめ
庁舎・事務所や市民利用施設などの一般施設について、施設の耐用年数等も勘案した中長期的な視点でのビジョンをとりまとめる。
③一般施設にかかる個別施設計画の検討
上記①、②の取組を踏まえて、予防保全の強化に向けた施設カルテの整備、及び施設区分ごとの個別施設計画の検討を行う。
④学校施設・市営住宅・インフラ施設の維持管理
施設区分ごとに策定する個別施設計画に基づき、効率的に維持管理や更新を実施する。

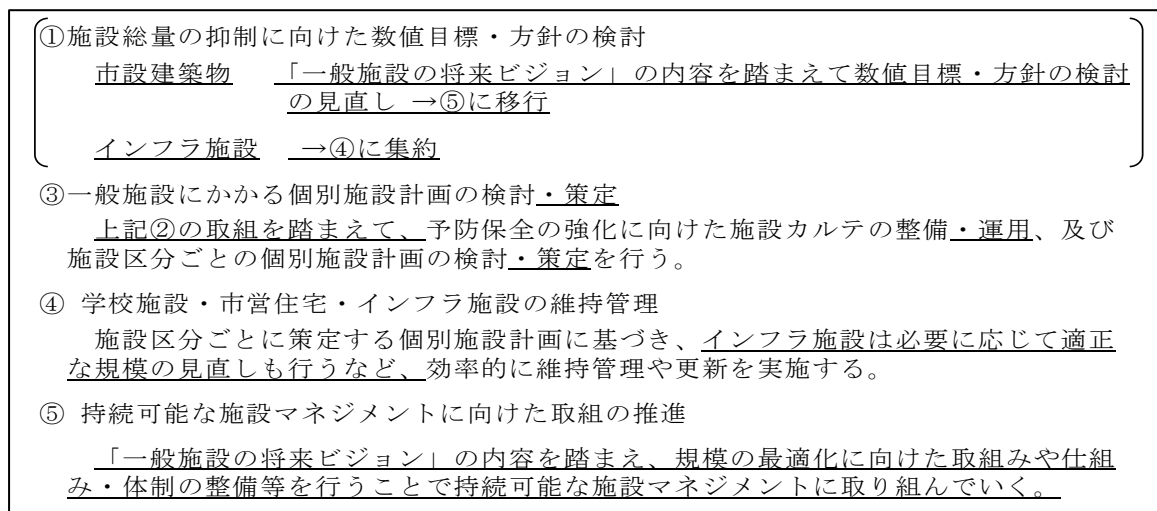
上記②の「一般施設に係る将来ビジョンのとりまとめ」については、市政改革室が平成 30 年 3 月に「一般施設の将来ビジョン」を図表－（2）ウー 6（「一般施設の将来ビジョン」（平成 30 年 3 月）の抜粋）のとおり策定した。

図表一（２）ウー６ 「一般施設の将来ビジョン」（平成 30 年 3 月）の抜粋



さらには、平成 30 年 7 月に策定された「市政改革プラン 2.0【中間見直し版】」では、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」及び「一般施設の将来ビジョン」を踏まえ、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、持続可能な施設マネジメントを行うため、図表一（２）ウー 7 のとおり取組を進めると見直しを行っている。なお、下線部分は見直し箇所を示している。

図表一（２）ウー 7 「市政改革プラン 2.0【中間見直し版】」（平成 30 年 7 月）



(注) ②は、「一般施設の将来ビジョン」を平成 30 年 3 月に策定しているため欠番となっている。

一般施設について、「市政改革プラン 2.0【中間見直し版】」では平成 30 年度以降施設カルテを活用した個別施設計画の検討・策定を行うこととしており、各施設所管所属は、「一般施設の将来ビジョン」（平成 30 年 3 月）に基づき、庁舎やスポーツ施設といった施設区分ごとの維持管理・更新計画である個別施設計画を令和元年 12 月までに策定すること

となっている。資産流動化プロジェクト施設チームにおいては、平成 30 年 5 月に「一般施設にかかる個別施設計画作成ガイドライン」を策定の上、各施設所管所属へ周知を行っている。

[意 見]

公共施設の維持管理・更新等に係る経費は、今後、本市財政に大きな影響を与えることは明らかであり、公共施設の施設総量抑制や維持管理経費の軽減・平準化をめざす観点から、個別施設計画を策定し適切に公共施設を管理することが求められる。また、前述の「(1) 総括意見」で記載のとおり厳しい財政状況下であり、地震や台風等による大規模災害に備えるためには、公共施設の適切な管理において一日も早い対応が必要である。

施設所管所属は、策定された「一般施設の将来ビジョン」を踏まえ、整備した施設カルテを活用し点検情報や工事履歴などの情報の集約・蓄積に努めるとともに、個別施設計画の検討を行い、策定期限である令和元年 12 月までに個別施設計画を策定し、予防保全の取組を推進されたい。なお、施設カルテについては一旦平成 30 年度に整備されたところではあるが、今後活用するに当たり、内容について必要十分なものとなっているか等、検証することが求められる。

都市整備局、市政改革室、政策企画室、財政局、契約管財局、都市計画局をチームメンバーとして構成される資産流動化プロジェクト施設チームは、施設所管所属が個別施設計画を適時適切に策定できるよう進捗管理や支援を行われたい。

市政改革室、政策企画室、財政局をメンバーとする改革プロジェクト担当チーム（公共施設のあり方チーム）は、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」及び「一般施設の将来ビジョン」等を踏まえ、都市整備局、建設局と共同して、規模の最適化に向けた取組や仕組み・体制の整備等持続可能な施設マネジメントに向けた取組を推進するとともに、公共施設の適切な管理に向けた取組に係る進捗管理や検証を行うなど、指導的な役割を果たされたい。

(ICT戦略室、人事室、24 区役所、危機管理室、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、市民局、財政局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、政策企画室、市政改革室)

エ 区画整理事業等について

● 確認した事実等

- (ア) 令和元年 5 月末現在、本市公共団体施行の区画整理事業では、淡路駅周辺地区及び三国東地区の 2 地区において事業を実施しており（図表－(2) エー 1）、平成 30 年度末時点における建物移転の進捗率は、淡路駅周辺地区で 99.6%、三国東地区で 56.0%となっている。

三国東地区については、平成20年度での完成を予定していた従前居住者の受け皿となる都市再生住宅が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に伴い必要となった対策に時間を要し、平成23年度の完成となったことから建物移転の本格着手が遅れることとなった。このため、当初換地処分完了予定年度である令和2年度までに建物移転等を完了することは困難となり、都市整備局は令和10年度まで施行期間の延長を行った。なお、公共施設整備内容に変更がないことから総事業費は変更していない。

図表一（２）エー１ 実施中の区画整理事業の概要（本市公共団体施行・令和元年５月末時点）

	施行地区 の面積	事業開始年度	換地処分完了 予定年度	総事業費	建物移転 進捗率
淡路駅周辺地区	8.9ha	平成8年度	令和9年度	368億円	99.6%
三国東地区	39.1ha	平成12年度	令和10年度	474億円	56.0%

（注） 建物移転進捗率は平成30年度末時点

（イ） 過去に実施した本市施行による区画整理事業の肩替地（平成30年度末残約3,087㎡）については、平成30年度の売却実績はなかった（図表一（２）エー２）が、不法占拠の処理等、商品化作業を進めたことにより、令和元年度は約520㎡を売却予定である。

図表一（２）エー２ 肩替地の売却実績等の推移（平成24年度から平成30年度）

年度	平成23年度末残		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度末残
面積（㎡）	約4,521	売却実績	約808	約848	約283	0	0	約87	0	約3,087
		追加	0	約591	0	0	0	0	0	
金額（百万円）	435	売却実績	45	62	84	0	0	9	0	418
		追加	0	76	0	0	0	0	0	

（注） 平成23年度末残の金額は当時の地価を考慮した金額であり、平成23年度末残から平成24年度以降の売却金額を引き、追加金額を加えても、平成30年度末残と一致しない。

（ウ） 阿倍野地区市街地再開発事業においては、平成30年度の収支不足は284億円であり、事業全体で1,936億円の収支不足を生じる見込みである（図表一（２）エー３）。

図表一（２）エー３ 阿倍野地区市街地再開発事業の収支見通し（平成30年度末時点）

（単位：億円）

	歳出計	歳入計	差引	資産価値	再差引
事業全体の収支 （昭和44年度～令和45年度）	10,658	8,562	△2,096	160	△1,936
（参考）うち平成30年度の収支	311	27	△284		

（参考）単年度収支見通し（令和元年５月試算）

（単位：億円）

	昭和44年度 ～平成29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10 ～45年度	合計
単年度収支	△1,154	△284	△116	△133	△140	△85	△58	△48	△40	△29	△6	△3	△2,096

(注) 試算している時点が異なることから、「図表一（１）－６ 財務リスクに係る収支の推移詳細」における見込み額とは一致しない。

本市では、当該事業において巨額の損失を発生させた反省を踏まえ、平成29年度から市長、副市長及び外部有識者が委員として参画する「大阪市大規模事業リスク管理会議」を開催し、今後、大規模事業^(注)を実施するに当たっては、事業所管所属の自律的な管理に加えて、事業開始から終了まで、外部有識者も参画し、統括的にリスクを管理する仕組みを構築している。

平成30年度においては2回会議を開催し、港湾局の「夢洲土地造成事業」、建設局の「阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業」、都市計画局の「なにわ筋線整備事業」、経済戦略局の「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」について外部の有識者の意見又は助言を求めている。

(注) 大規模事業とは、（１）当初計画又は計画変更（変更予定を含む。）において本市負担が総額500億円以上の事業、（２）経営収入で運営を行う事業などで、リスクが顕在化した場合に本市の財政に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、市長が特に必要と認める事業である。

[意見]

(ア) 三国東地区は、早期収束を図る必要があるが、当初の事業計画で予定されていた令和2年度までに換地処分を実施することが厳しい状況であったため、平成30年度に計画を再構築し、換地処分完了予定年度を令和10年度まで延長し、各年度の事業計画の見直しを行った。従前居住者用住宅として地区外の住宅も活用可能とするなど新たな取組により、平成30年度の建物移転は昨年度の4.5%（44.8%→49.3%）と比べ6.7%（49.3%→56.0%）と進捗したものの、建物移転進捗率は56.0%であることから、これ以上延長することのないよう努められたい。

(イ) 過去に実施した本市施行の区画整理事業の肩替地については、不法占拠の解消等により商品化作業を進め、引き続き、早期売却に努められたい。

(ウ) 阿倍野地区市街地再開発事業においては、依然として多額の収支不足が見込まれ、引き続き、都市整備局は事業所管部局として保留床の有効活用により収入を確保するなど収支改善に努められたい。

また、阿倍野地区市街地再開発事業において巨額の損失を発生させた反省を踏まえ、市政改革室において、平成29年度から市長、副市長及び外部有識者が委員として参画する「大阪市大規模事業リスク管理会議」を開催している。同会議において発生し得る財務リスクの把握や事業の実現可能性について、客観的かつ経営的見地から検討する仕組みを構築しているが、今後、大規模事業を実施する所属は、二度と同じ轍^{ワダ}を踏むことは許されず、年次ごとの事業進捗度合いを測る定量的な指標を設定の上、事業の見直し基準・撤退基準等を策定するなど、リスク管理に取り組まれたい。あわせて、市政改革室は事業所管所属が実施するリス

ク管理について継続的にモニタリングし、市長直轄部門として大規模事業の統括的なリスク管理に係るモニタリング責任を果たすとともに「大阪市大規模事業リスク管理会議」においてもリスクの顕在化と肥大化を防止するよう引き続き努められたい。

(都市整備局、市政改革室)

オ ICT経費について

A) ICT経費について

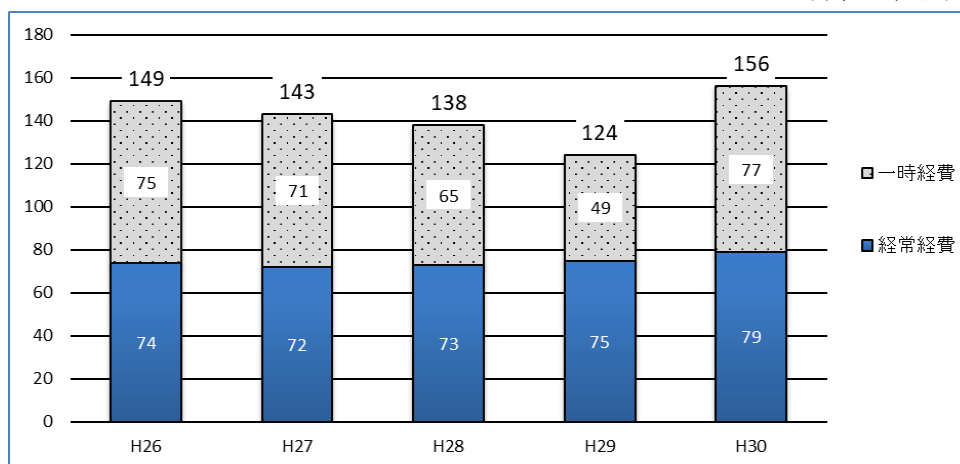
● 確認した事実等

本市情報システムは、平成30年度末時点で150システム（前年度比1システム減）となり、平成30年度のICT関連経費決算額は、基幹系システムの機種更新等の一時経費の増や大阪市情報通信ネットワーク等の運用経費の増などにより156億円（前年度比32億円増）となっている。

ICT関連経費決算額の推移は図表－（2）オー1のとおりである。

図表－（2）オー1 ICT関連経費決算額の推移

(単位：億円)



(注) 一時経費とは、新規・再構築の開発経費や制度変更に伴う改修経費、機器の更新（5～6年に1度）に伴う経費など、一時的に発生する経費をいい、経常経費とは、運用保守費、機器リース費、回線費用などシステムを運用する上で毎年必要となる経費をいう。

本市では、最先端ICT都市の実現を目指し、スピード感を持って全市的にICTに係る取組を推進していくため、平成28年3月に「大阪市ICT戦略」及び「大阪市ICT戦略アクションプラン」を策定し、ICTの徹底活用と適正利用の取組を定めるとともに、同年4月にICT戦略室を設置し、取組体制を刷新した。

ICT戦略室は、ICT環境の変化や官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の施行等を踏まえ、平成30年3月に同戦略を改訂するとともに、同年5月に「大阪市

ＩＣＴ戦略アクションプラン（2018 年度～2020 年度）」を策定し、あわせて、ＩＣＴに関する専門人材の育成が求められることから、平成 31 年 3 月に「大阪市ＩＣＴ人材育成基本方針」を策定した。また、ＩＣＴ戦略室は、同方針に基づき、「大阪市ＩＣＴ人材育成計画」を策定し、実務者層や管理者層、ＩＣＴ部門や所属運営・管理部門といった部門ごとに役割、スキル、人材育成施策を具体的に定め、研修等を実施している。

令和元年 7 月時点の上記アクションプランに掲げる主要な取組は、児童手当申請等の事務手続きのオンライン化といった行政手続きにおける情報通信技術の利用、主要な情報システムの管理体制の強化、ＡＩ^(注)の活用などが挙げられる。なお、ＡＩの活用については、平成 29 年度から、戸籍事務における業務支援ＡＩをモデル 2 区（浪速区と東淀川区）へ導入したが、職員の知識継承（法令等の根拠の蓄積・検索）や時間短縮において有用性や効果が認められた一方、運用費が高額となることなどから平成 31 年度は継続せず、ＩＣＴ戦略室は、導入可能なＡＩに関する調査・研究を行うこととしている。

(注) ＡＩとは、人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術をいう。

本市では、住民基本台帳等事務システム、税務事務システム、総合福祉システム等の住民情報系基幹システムに係る経常経費の削減を目的として、平成27年1月から、これらのシステムを基幹系システム統合基盤（以下「統合基盤システム」という。）に連携させ、認証、印刷、システム間の連携等の基本的かつ共通する機能を集約している。

統合基盤システムに係る決算額の推移は図表一（２）オー２のとおりである。

図表一（２）オー２ 大阪市統合基盤システムに係る決算額の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時経費	150	186	232	79	22
経常経費	158	316	382	462	448
合計	308	502	615	541	470

統合基盤システムサーバにおいて、令和元年 6 月にシステム障害が発生し、区役所や市税事務所等の各種証明書の発行が停止した。証明書が発行できなかった件数は5,472件、受付だけで処理が完了できなかった件数は2,522件、合計7,994件の影響があった。なお、証明書が発行できなかったものは事後の郵送や再度の来庁により窓口交付を行い、受付だけで処理が完了できなかったものは復旧後速やかに処理を行い、全件の対応が完了している。

[意 見]

ＩＣＴの活用は、業務の効率化に伴う行政コストの削減はもとより、行政手続きにおけるオンライン化やきめ細かな行政情報の提供等、行政運営の効率化及び市民サービスの向上を図る観点からますます重要性を増している。

しかし、過年度の監査において、システムの運用・管理業務及び情報セキュリティにおい

て、ＩＤ・パスワード等の管理が徹底されていなかった事案、障害が発生しても本質的な原因を追究せず放置されていた事案など、基本的な事項が遵守されていない事案が各システムに散見されている。

これは、一義的には業務管理者がＩＣＴに関する知見不足により運用保守業者に過度に依存し業務を任せきりにするなど、システムの運用・保守業務のモニタリング等を適切に実施するという自らの役割について、その役割を果たせていないことなど、管理業務のあり方に対する認識や当事者意識が不足していることが原因であるが、本市全体の共通した課題であり所管所属の責任は重いと言える。

システムの基盤環境整備などのハード面への対応とともに、業務管理者の人材育成などのソフト面への対応が重要であるが、ＩＣＴ戦略室は、各所属においてＩＣＴ活用力や情報リテラシーの底上げが図られているか、ＩＣＴ管理がルールどおりに適切に行われているかについて適時モニタリングを実施し、研修等の効果を検証されたい。

先般システム障害の発生した統合基盤システムは、連携する住民情報系基幹システムの認証機能等の重要機能を受け持っており、確実な運用の確保が必要である。ＩＣＴ戦略室は、システム障害が発生した場合の費用負担について、事業者に求める範囲を仕様書等で明確化するなど検討するとともに、発生したシステム障害に対する不具合対策にとどまらず、徹底して原因を究明し、根本的な解決に向け取り組まれない。また、システム障害については、市民への影響が大きいことを強く認識した上、万が一システム障害が発生した場合には復旧に向け迅速な対応ができるよう取り組まれない。

(ＩＣＴ戦略室)

B) 学校教育におけるＩＣＴ経費について

● 確認した事実等

ＩＣＴの進展に伴い、教科指導でのＩＣＴ活用やＩＣＴを活用した校務の効率化など、学校教育の現場においても教育の情報化が求められており、令和元年６月には学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第４７号）が施行された。

本市では、学校園の教育の情報化を推進するため、「大阪市教育振興基本計画」（平成２９年３月改正）において、「校務支援システム活用による校務の効率化」や「ＩＣＴを活用した教育の推進」を重要施策と位置付け、取組が進められている。

１クラスの児童・生徒が授業で１人１台タブレットを使用できるよう、全小中学校へ１校当たりタブレット４０台を整備する学校教育ＩＣＴ活用事業や、児童・生徒の出欠管理、通知表作成などをシステム化し、校務の効率化を進める校務支援システムの整備等が進められ、平成３０年度の学校園の運営に係る情報システム等に係る費用は４６億円であり、

同経費の推移は図表一（２）オー３のとおりとなっている。なお、平成 29 年度に比し増加しているのは、学校教育ＩＣＴ活用事業におけるタブレット端末等機器の機種更新経費等や校務支援システムにおける機種更新経費等の増によるものである。

図表一（２）オー３ 学校園の運営に係る情報システム等に係る費用の推移

（単位：百万円）

システム名又は事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学校教育ＩＣＴ	217	449	1,653	2,161	2,618
校務支援システム	1,061	868	867	839	1,382
大阪市情報教育ネットワークシステム	890	805	719	547	606
教職員勤務情報システム	31	7	82	39	48
健康管理システム	30	6	6	6	6
計	2,229	2,135	3,327	3,592	4,660

教育委員会事務局は、学校教育ＩＣＴ活用事業の実績と成果として、次のとおり説明している。

- 全小・中学校におけるタブレット端末の活用状況（１学級当たり月平均活用回数）について、平成 30 年度は中央値 1.9 回となっており、平成 29 年度の中央値 0.9 回に比し 2 倍以上上昇している。
- 全小・中学校における文部科学省調査の教員のＩＣＴ活用指導力の状況について、平成 29 年度に 67.5% で全国平均 67.1% を上回り、平成 30 年度の速報値は 73.5% とさらに上昇している。
- 大阪市学校教育ＩＣＴ活用事業のモデル校 29 校における児童生徒アンケート結果に係る平成 30 年 2 月の報告において、意欲を持って学習に取り組むことができる（平成 29 年 2 月 85.8% に対し平成 30 年 2 月 88.8%）などの複数項目で前年度に比し上昇している。
- モデル校における標準学力検査の結果（小学校は 3 段階評価、中学校は 5 段階評価）において、タブレット端末を日常的に活用した教員の担当する平成 28 年 2 月の評定「１」の児童・生徒が、平成 30 年 2 月において小学校では評定「２」及び「３」に 43% の割合、中学校では同 72% の割合で上昇し、学力向上の効果が見られた。

[意 見]

学校教育におけるＩＣＴの活用は、最先端のＩＣＴ学習環境の提供による授業の質の向上や校務負担の軽減により教員が児童・生徒と向き合う時間を増加させることなどを通じて、児童・生徒が基礎学力、論理的思考能力を習得することなどが期待される。

学校園の運営に係る情報システム等に係る費用は、平成 30 年度に 46 億円となり、平成 26 年度に比し 2 倍以上に増加している一方、学校教育ＩＣＴ等に係る平成 29 年度の監査において、学校園に導入されたタブレットが十分に活用されていないなど多額の投資で導入・構築したシステムが有効に活用されていない事態が認められ、改善を求めてきたところである。

学校教育ＩＣＴ活用事業の実績と成果について、タブレット端末の活用状況や文部科学省調査の教員のＩＣＴ活用指導力の状況等において数値が上昇しているとのことであるが、タブレット端末の月平均活用回数の中央値1.9回が十分活用されている回数であると判断することや、教員のＩＣＴ活用指導力チェックリストに係る回答が「わりにできる」、「ややできる」といった回答を集計したものであることを踏まえると客観的な成果指標とすることには検討の余地があると考える。

教育委員会事務局は、多額の費用の支出に対して、適切な成果指標・目標値であるのか、期待された効果を挙げているかなどの検証を行われたい。

さらに、毎年度一定の費用が計上されている校務支援システムの活用などを通じて、全教職員に校務負担の軽減効果を行き渡らせるよう、引き続き、取り組まれない。

(教育委員会事務局)

カ 公の施設の指定管理について

● 確認した事実等

本市では、公の施設^(注)の管理において、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年度より指定管理者制度を導入している。

(注) 公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。

平成31年4月1日現在の導入施設数は352施設であり、平成30年度において、本市が指定管理者に支出している業務代行料は総額124億円、指定管理者が協定書に基づき本市に納めている納付金は総額37億円となっている(図表一(2)カー1)。

図表一(2)カー1 指定管理者制度導入施設数と関連決算の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
導入施設数	370	378	362	361	356	352
業務代行料(億円)	139	143	132	132	124	—
納付金(億円)	35	37	38	37	37	—

(注) 導入施設数は、各年度4月1日の数値である。

契約管財局は、過年度の監査指摘等を踏まえ、制度所管所属として、今後の取組を検討するため、経済戦略局(6月に1日)、福祉局(7月に1日)、都市整備局(9月と11月に各1日)、環境局(10月に1日)に対してヒアリングを実施し、施設所管所属で活用できる業務チェックシートの策定を検討するなど、取り組んでいるとのことである。また、契約管財局は、指定管理者制度導入の具体的な効果等を把握するため、毎年度、施設所管

所属に対して、施設に係る全体歳入及び歳出決算額など複数項目（平成 30 年度は 26 項目）について調査を実施（平成 30 年度は 10 月に実施）し、回答をとりまとめている。

しかし、検討等に日を要し、平成 29 年度決算審査意見として述べた施設所管所属における業務の執行状況・業務代行料等に係るチェック内容の明確化や、各施設所管所属へのモニタリングの適時実施、本来目的を踏まえた指定管理者制度に係る全市的検証が進んでいるとは言い難い状況である。

[意 見]

公の施設の管理については、住民サービスの向上と経費の節減等を図る観点から指定管理者制度を導入しており、年間 124 億円もの業務代行料の支出を伴う施設の管理において当該制度の導入目的が達成されているかどうかを適時適切に検証し、スピード感をもって住民サービスの向上等につなげることが求められる。

また、指定管理業務からの手離れ感や担当者の人事異動等による本市職員の管理能力の低下等が近年の監査において顕著になってきていることから、施設の設置者としての責任を認識した上で、管理体制を強化するとともに指定管理者に対する監督責任を確実に果たすことが求められる。

施設所管所属は、仕様書と指定管理者から提出された事業報告書の内容や指定管理者の事業の実施状況の確認・検証が不十分であったこと等を指摘した過年度の監査結果も踏まえ、公の施設の設置者としての責任を再認識した上で、施設の管理運営状況及び指定管理者からの報告書の正確性及び業務代行料の妥当性を適時適切に確認し、指定管理者が仕様書に基づいた業務を適切に行っているか確認できるよう、管理体制を強化し、本来の目的である住民サービスの向上が果たされているか、経費の節減等が達成されているかの検証を行われたい。

契約管財局は、制度所管所属として、業務の執行状況・業務代行料等に係るチェック内容について業務チェックシート等により明確化するとともに、施設所管所属において必要業務が仕様書に定められ、業務の執行状況が確認されているかなど、指定管理者制度導入の具体的な効果等を把握できるよう調査・検証し、今一度、住民サービスの向上や経費の節減、指定管理者に係る監理状況、業務代行料の妥当性も含めた指定管理者制度に係る全市的検証を行われたい。

（24 区役所、経済戦略局、市民局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、教育委員会事務局、契約管財局）

(3) 特別会計意見

ア 国民健康保険事業会計について

● 確認した事実等

平成30年度から国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、本市は大阪府が算定する事業費納付金や、医療給付費に係る交付金等をもとに運営する仕組みに改正された。その上で、大阪府の保険料率を統一する方針等を踏まえ、一般会計からの繰入基準についても統一することとなった。

国民健康保険事業会計の平成30年度決算については歳入2,950億円、歳出2,927億円となり、歳入歳出差引額（本会計ではこれを「累積収支」という。）は23億円の黒字となっている。これにより累積赤字については解消された。

また、本会計においては、当該年度の歳入歳出差引額（平成30年度の23億円黒字）から前年度の歳入歳出差引額（平成29年度の16億円黒字）を差し引いた会計年度ごとの収入・支出の差引額を「単年度収支」といい、平成30年度の単年度収支は返還が必要な国庫負担金等が42億円あったものの、府交付金や保険収入の確保等により7億円の黒字となっている（図表－（3）ア－1）。

図表－（3）ア－1 国民健康保険事業会計の決算額の推移

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	3,213	3,714	3,666	3,571	2,950
うち一般会計繰入金	423	441	432	419	336
うち保険料（現年度分）	567	550	540	525	513
歳出	3,336	3,852	3,740	3,555	2,927
うち保険給付費	2,150	2,176	2,097	2,017	1,954
うち保険事業費	50	59	56	49	55
歳入歳出差引額 （累積収支）	△123	△138	△74	16	23
繰上充用額	123	138	74	0	0
収支差額	0	0	0	16	23
（参考）単年度収支	6	△15	64	90	7

（注）平成30年度は国民健康保険の財政運営の主体が本市から大阪府へ移ったことに伴い、平成29年度まで本市の歳入・歳出であった保険財政共同安定化事業交付金・拠出金等については、大阪府の歳入・歳出となったため、大幅に減少している。

国民健康保険制度は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であるが、

制度の構造上、被保険者に高齢者や低所得者が占める割合が高く、原則どおりでは保険料負担が重くなることから、毎年度一般会計から多額の市税等の繰入れを行ってきた。平成30年度の一般会計繰入金は、国民健康保険の財政運営の主体が本市から大阪府に移ったことに伴い、おおむね府基準の繰入れとし、336億円と平成29年度と比較し大幅な減となっている（図表－（３）ア－２）。

図表－（３）ア－２ 国民健康保険事業会計への一般会計繰入金の推移

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計繰入金	423	441	432	419	336
義務的繰入	244	292	287	276	277
府基準繰入等 ^{（注）} （任意繰入）	179	149	145	143	59

（注） 平成29年度までは任意繰入、平成30年度は府基準繰入等に整理

＜歳入面での取組＞

平成30年度の現年度賦課分に係る保険料収納率は、滞納整理事務の取組強化や徴収業務の適正化等の収納努力により、89.55%と前年度に比べ0.39ポイント上昇し、目標収納率（89.30%）を達成しているが、政令指定都市平均の保険料収納率92.93%に比しては低く、政令指定都市の中で最下位となっている（図表－（３）ア－３、図表－（３）ア－４）。なお、平成30年度における保険料収納に係る口座振替率は、政令指定都市平均47.6%に対し、本市は48.8%（平成29年度48.0%に対し、0.8%増）と上回っている。

一方で、平成30年度の保険料に係る未収金（不現住^{（注）}分を除く。）は、137億円と平成30年度末の未収金残高目標である146億円を下回っているものの依然として多く、前述の「（２）一般会計意見 ア 未収金について」で記載した全会計における未収金に占める割合は34.0%となっている（図表－（３）ア－５）。

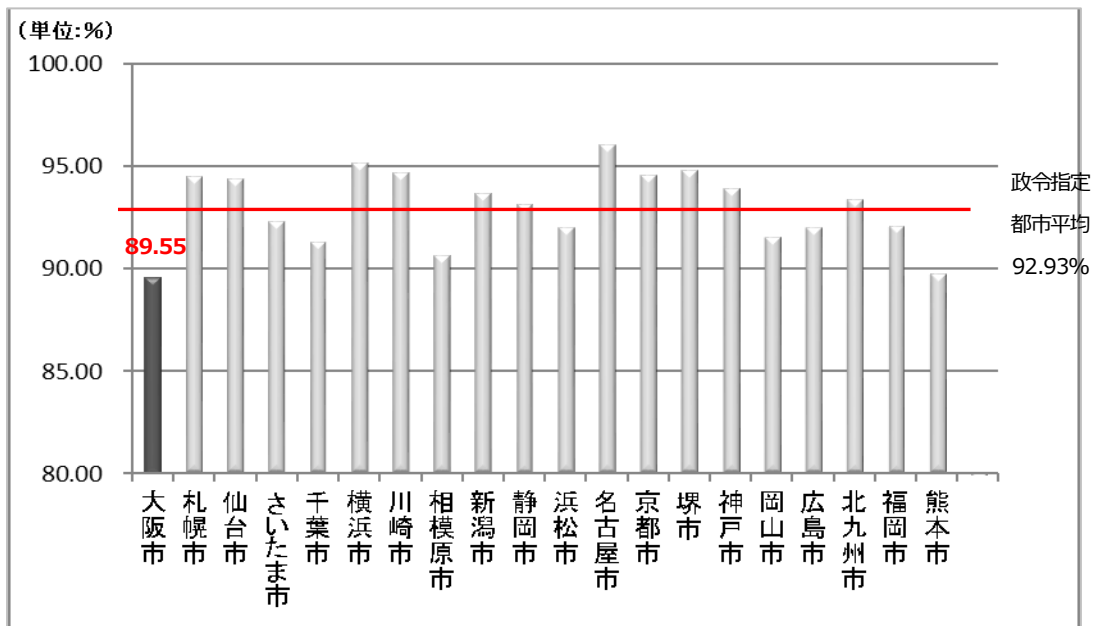
（注） 不現住とは、現地調査を経て被保険者が転出もしくは転居しており届出地に居住していないことをいう。

図表－（３）ア－３ 現年度賦課分に係る保険料収入及び収納率等の推移

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険料収入	567	550	540	525	513
収納率	86.81%	87.96%	88.62%	89.16%	89.55%
口座振替利用率	44.7%	46.0%	46.9%	48.0%	48.8%

図表一（３）アー４ 平成30年度 国民健康保険料収納率 各都市比較



(注) 不現住及び還付未済額を除いた収納率である。ただし、データ入手の都合上、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市は不現住を含む。

図表一（３）アー５ 国民健康保険料に係る未収額等の推移

(単位: 億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未収額	211	191	174	156	137
全会計未収金に占める割合	38.2%	37.4%	36.4%	35.3%	34.0%
(参考) 全会計未収金	552	511	478	442	403

<歳出面での取組>

医療費適正化の取組として、電子レセプトデータの活用によるレセプト内容の更なる効果的な点検（平成30年度事業費5,400万円、減点件数^(注) 62,278件、効果額4億3,069万円）や後発医薬品の普及・啓発（後発医薬品使用割合は平成30年3月時点67.7%に対し、平成31年3月時点71.9%）に努めるなど取組の強化を行っている。

(注) 減点件数とは、疑義のあるレセプトを国保連合会に再審査申出を行い、指摘内容が認められた件数

また、平成30年度の保険事業費は、システム改修経費の増等により事務費において前年度に対して5億円増となり、前年度比5億円増の55億円となっている（図表一（３）アー6）。

図表一（３）ア－６ 国民健康保険事業会計 保険事業費の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険事業費	4,987	5,873	5,572	4,940	5,520
職員費	2,874	2,808	2,728	2,704	2,723
事務費	1,174	1,935	1,697	1,187	1,678
運営協議会費	1	1	1	1	1
徴収費	664	698	732	685	686
診療報酬審査支払費	273	432	415	364	432

[意 見]

平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が本市から大阪府へと移り、本市は大阪府が決定した事業費納付金を納付し、給付費に必要な費用の交付を受けることとなり、国民健康保険事業会計の財政は従来と比べ安定することとなった。平成30年度において国民健康保険事業会計の累積赤字については解消されたところではあるが、府交付金等の単年度のみの黒字要素も含まれることから、今後も制度の安定的な運営のため、引き続き、歳入、歳出の両面から体系的な取組の強化が求められる。

歳入については、政令指定都市と比較して保険料収納率が低くなっていることも踏まえ、引き続き口座振替による納付方法への切替えを促進するとともに、悪質な滞納者に対する滞納処分の強化を行うなど、更なる収納率の向上に努められたい。

歳出については、保険給付費について、引き続きレセプト内容の点検強化や医療費通知及び後発医薬品差額通知の充実を行うとともに、頻回受診や医薬品の重複処方を避けるための工夫を図るなど医療費の適正化を一層進められたい。

(福祉局)

